

地域伝統芸能等を活用した行事の活用による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 支援事業に係る事業計画書等の提出
- 手続根拠 : 地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令第3条
- 手続対象者 : 支援事業実施機関
- 提出時期 : ・支援事業に係る事業計画書及び収支予算書
当該事業年度の開始の日の15日前まで(指定を受けた日の属する年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)
・支援事業に係る事業報告書及び収支決算書
当該事業年度の終了後3ヶ月以内
- 提出方法 : 国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、文部科学大臣及び総務大臣連名あての届出書を5部作成し、総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室に提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : ・支援事業に係る事業計画書及び収支予算書
・支援事業に係る事業報告書及び収支決算書
各5部
- 申請書様式 : なし
- 記載要領・記載例 : なし

2. 窓口業務

- 提出先 : 総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 受付窓口 : 総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
- 標準処理期間 : なし
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)